

大洲市国民健康保険 特定健康診査等実施計画

平成20年3月

大洲市国民健康保険

目 次

第1章 計画策定の意義

- 第1節 背景及び趣旨
- 第2節 計画の位置づけ
- 第3節 基本方針
- 第4節 特定健康診査・特定保健指導の流れ
- 第5節 計画期間

第2章 数値から見る国保の現状

- 第1節 老人保健法における国保加入者の健康診査等の受診状況
- 第2節 国保診療報酬請求書（レセプト）等から見る生活習慣病の状況

第3章 達成しようとする目標

- 第1節 特定健康診査等の実施に係る目標
- 第2節 特定健康診査等の対象者数

第4章 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

- 第1節 特定健康診査
- 第2節 特定保健指導
- 第3節 年間実施スケジュール

第5章 個人情報の保護

第6章 特定健康診査等実施計画の公表及び周知

第7章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

第8章 その他

第1章 計画策定の意義

第1節 背景及び趣旨

健康で長生きすることは誰しもの願いです。大洲市では、21世紀の大洲市を「いきいきと心ふれあいながら自分らしく暮らすことができる大洲」にするため、平成17年に健康づくり計画「あなたが城主！健康おおず～健康づくりはわたしが主役！～」を策定し、「壮年期死亡の減少」「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」に取り組んでいます。

しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など大きな環境変化の中、国においては国民医療費の増大に適切に対処することからも、これまで以上に生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとされました。

具体的には、内臓脂肪型肥満に着目したメタボリックシンドロームの概念を導入し健全な生活習慣の形成に向けて「予防」の重要性に対する理解の促進を図るものです。

生活習慣病の大半は不健全な生活の積み重ねによって内臓脂肪型肥満になり、これが原因となって引き起こされるものですが、個人が日常生活の中で適度な運動、バランスのとれた食事、禁煙などの実行によって予防可能なものです。

こうした状況から、今回の医療制度改革では、平成20年度からの生活習慣病の予防について医療保険者の役割が明確化され、被保険者・被扶養者に対して内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための効果的・効率的な特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務づけられました。

これらの趣旨を踏まえ、国民健康保険を運営する保険者として、地域の特性や健康課題を踏まえた上で、糖尿病等の生活習慣病有病者・予備群の減少に視点をあいた計画を策定します。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第18条に定められた「特定健康診査等基本指針」に基づき、国民健康保険に加入する40歳から74歳の被保険者に対して行なう健診及び保健指導について、大洲市国民健康保険が策定する計画です。また、本計画は、住民一人ひとりが健康づくりに取り組むことの重要性に鑑み、「大洲市総合計画」、「大洲市健康づくり計画」及び愛媛県の「医療費適正化計画」、「健康増進計画」と整合性を図り、健康づくりを推進します。

第3節 基本方針

この計画においては、特定健康診査が生活習慣を振り返る絶好の機会と位置づけ、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少につながる効果的な特定保健指導を実施するため、その基本方針を定めます。

1 被保険者の生活の質（QOL）の維持及び向上

メタボリックシンドロームの該当者・予備群を減少させ、被保険者の生活の質の維持向上を図るため、その対象者を的確に把握することを最優先します。

2 地域の健康意識向上

被保険者の自発的な取り組みを尊重しながら生活習慣の改善を行ない、ひいては地域の健康意識の向上を図ることができるように、地区組織活動の育成や、健康ボランティア等の人材づくりに努めます。

3 被保険者の立場に立った効果的な健診・保健指導

(1) 特定健康診査の実施にあたっては、がん検診など健康増進法に基づく健康増進事業や、介護保険法による生活機能評価について、効率的に受診していただけるよう関係機関と連携を図ります。

(2) 特定保健指導の実施にあたっては、特定健康診査結果を的確に分析した上で、適切な保健指導が実施できるよう実施者の指導技術の向上に努めます。

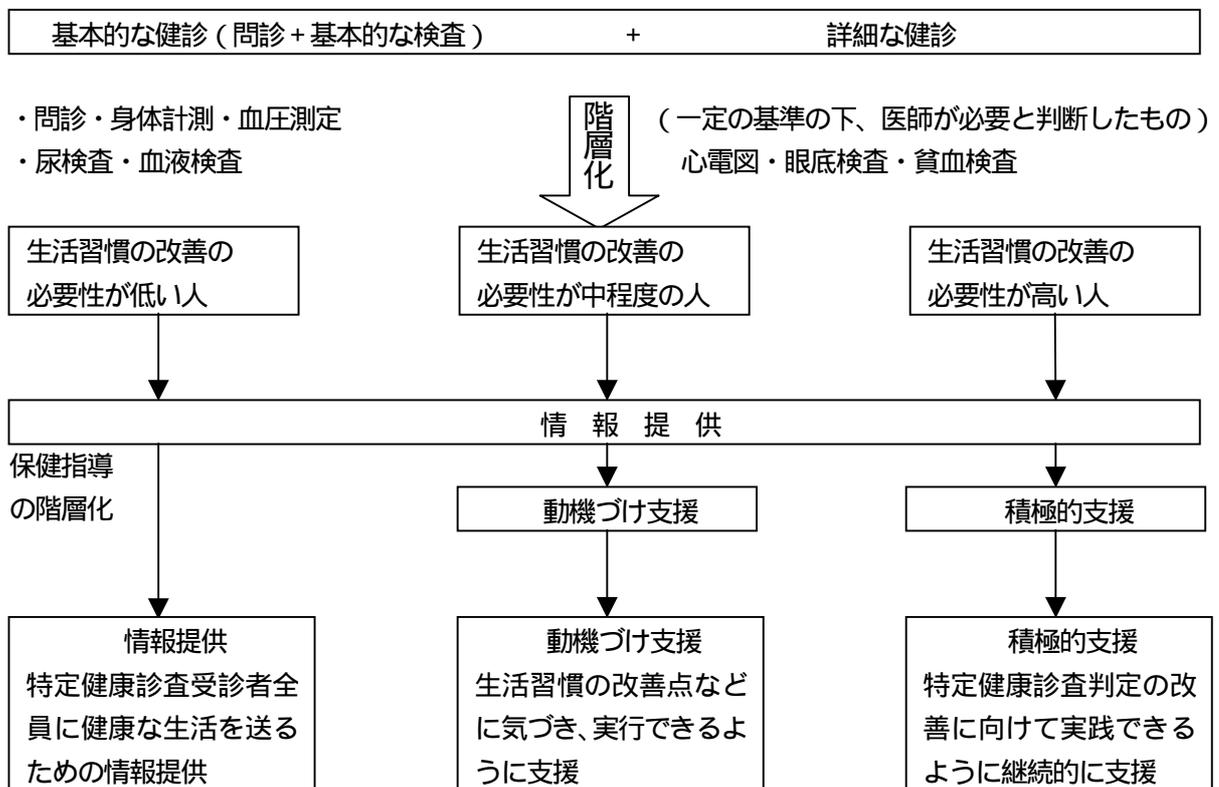
4 個人情報の保護

特定健康診査データや特定保健指導の記録の管理に当たっては、個人情報保護法、大洲市個人情報保護に関する条例に基づき適切に取り扱い、プライバシーの保護に努めます。

5 医療費の適正化

この計画の実施により、糖尿病等の生活習慣病を予防し医療費の適正化に努めます。

第4節 特定健康診査・特定保健指導の流れ



第5節 計画期間

この計画は5年を一期とし、第一期は平成20年度から平成24年度までとし、5年ごとに見直しを行います。

第2章 数値から見る国保の現状

第1節 老人保健法における国保加入者の健康診査等の受診状況

- 1 現在の老人保健法に基づく基本健康診査の対象者は40歳以上ですが、その受診率は平成18年度実績で47.1%、このうち国保加入者の受診率は、25.3%で若干減少傾向にあります。

これを国保加入者の性別・年齢階層別受診状況でみると、高齢になるにつれて男女ともに受診率が増加傾向にあります。40歳、50歳代の男性の受診率が低い状況となっています。

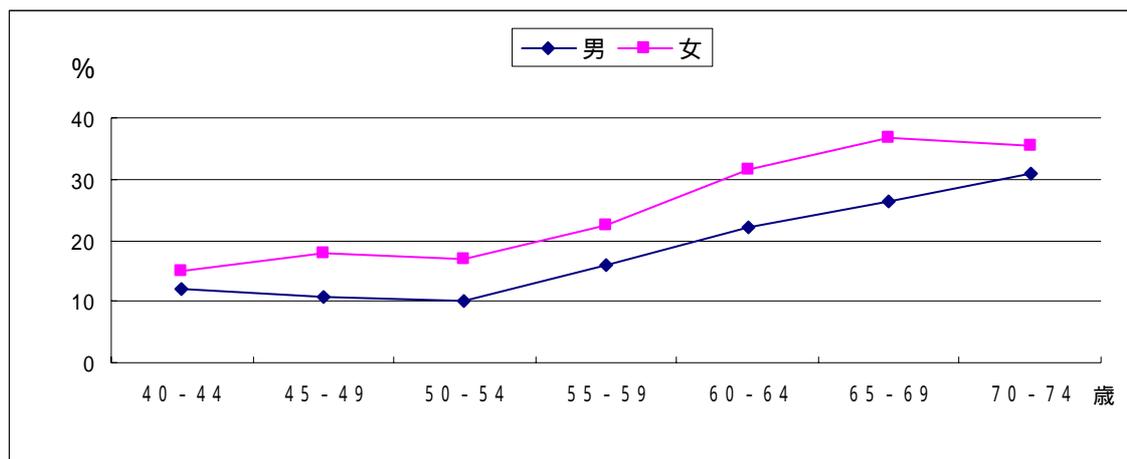
また、平成18年度の国保加入者の地区別受診状況では、肱北、喜多、平及び八多喜など人口が多い市街地においては受診率が低く、一方、上須戒、大川及び柳沢など人口が少ない山間部において受診率が高くなっています。

(表1) 老人保健法に基づく国保加入者の基本健康診査の受診状況

区 分	平成17年度	平成18年度
老人保健法に基づく基本健診の受診率	47.4%	47.1%
上記の内、国保加入者の受診率	26.8%	25.3%

(注) 受診率は市町村合併後の数値とします。

(表2-1) 平成18年度国保加入者の性別・年齢階層別受診率

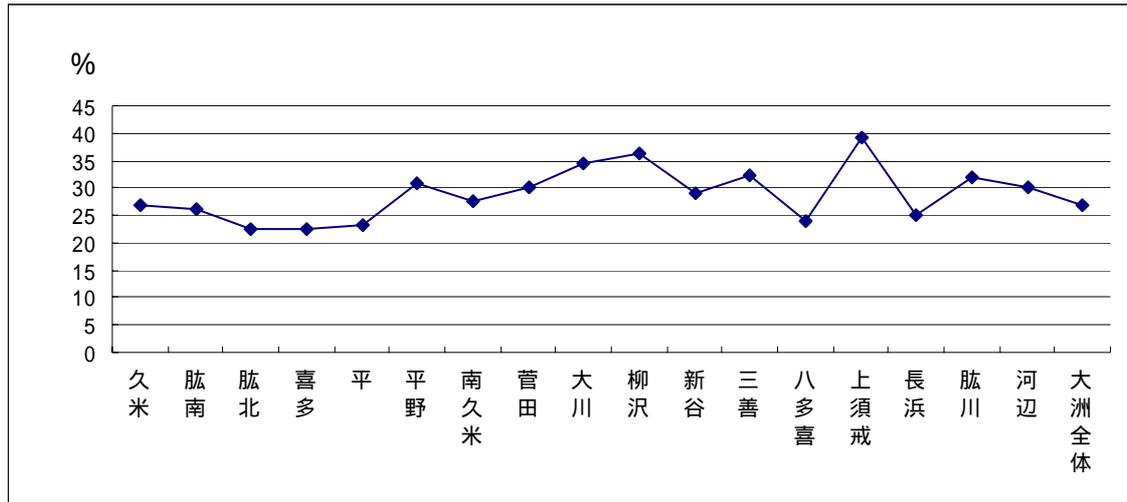


(表2-2) 平成18年度国保加入者の性別・年齢階層別受診者数

(単位：人)

区 分	男 性				女 性			
	総数	被保険者数	内受診者数	受診率	総数	被保険者数	内受診者数	受診率
40 - 44歳	1,390	330	40	12.1	1,419	301	45	15.0
45 - 49歳	1,679	491	52	10.6	1,571	364	65	17.9
50 - 54歳	1,822	664	67	10.1	1,792	549	92	16.8
55 - 59歳	2,136	905	144	15.9	2,042	920	207	22.5
60 - 64歳	1,413	898	199	22.2	1,560	1,084	340	31.4
65 - 69歳	1,396	1,166	305	26.2	1,760	1,413	521	36.9
70 - 74歳	1,521	1,283	397	30.9	1,906	1,548	546	35.3
計	11,357	5,737	1,204	21.0	12,050	6,179	1,816	29.4

(表3) 平成18年度国保地区別被保険者の受診状況



第2節 国保診療報酬請求書(レセプト)等から見る生活習慣病の状況

1 国保診療報酬請求書から見る医療費の状況

大洲市国保の総医療費に対する40歳から74歳までの医療費の割合は、愛媛県平均の49.5%に対し47.5%と低いものの、総医療費に占める生活習慣病医療費の割合は、愛媛県平均の29.2%に対し35.6%と高くなっています。このうち40歳から74歳の割合が29.8%となっており、特に40歳から64歳までの21.4%に対し65歳から74歳までは36.8%を占め、高齢期における生活習慣病医療費の割合が高くなっています。

(表4) 大洲市の医療費に占める生活習慣病医療費の状況(平成18年5月診療分から)(単位:千円)

区分	総医療費			左記の内生活習慣病の医療費		
	男	女	男女合計	男	女	男女合計
全体	389,178	395,399	784,577	139,190	140,069	279,259
40-64歳	94,355	76,410	170,765	22,532	13,947	36,479
65-74歳	106,840	95,053	201,893	39,651	34,742	74,393

(参考) 愛媛県の国保医療費の状況(平成18年5月診療分から)

(単位:千円)

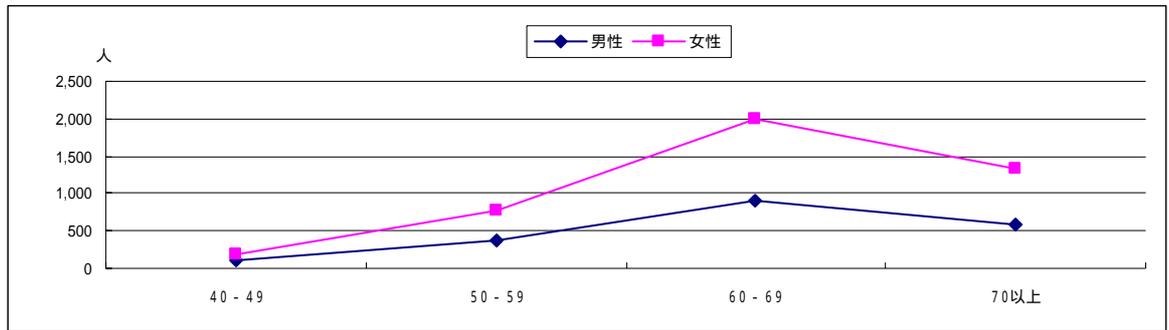
区分	総医療費			左記の内生活習慣病の医療費		
	男	女	男女合計	男	女	男女合計
全体	9,268,788	10,405,554	19,674,342	2,755,660	2,989,167	5,744,827
40-64歳	2,194,667	1,993,301	4,187,968	499,310	357,917	857,227
65-74歳	2,852,717	2,698,352	5,551,069	940,012	757,480	1,697,492

資料 平成18年度愛媛の国保病類別統計より

2 国保診療報酬請求書（レセプト）から見る生活習慣病

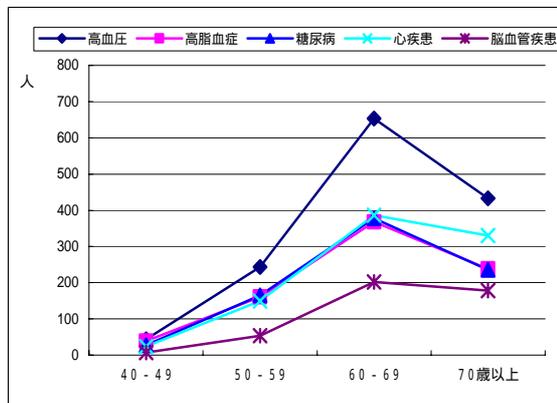
国保被保険者の性別・年齢別の生活習慣病受療者で多いのは、男女ともに60歳から69歳となっています。これを傷病別でみると、男女ともに高血圧が一番多くなっています。

（表5）性別・年齢別生活習慣病受療状況（平成18年5月診療分から）

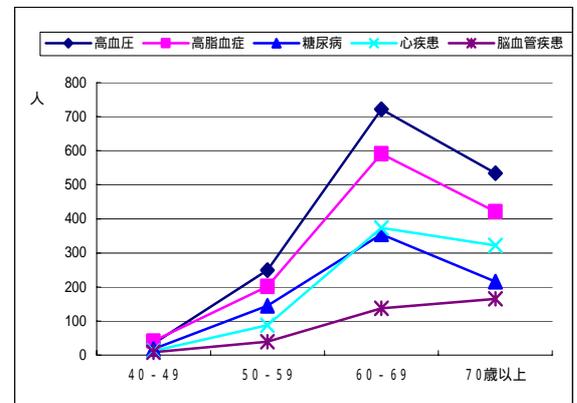


（表6）傷病別生活習慣病受療状況（平成18年5月診療分から）

男性



女性



3 糖尿病治療者における高血圧・高脂血症・高尿酸血症の重複状況

糖尿病治療者における高血圧・高脂血症・高尿酸血症との関連をみると、糖尿病と一つの重複で多いのは、男性で高血圧、女性で高脂血症であり、また、二つでは、男女ともに高血圧・高脂血症となっています。なお、三つともに重複している割合は、重複全体の約9.4%を占め、特に男性は女性の約2倍と多く、このことから、糖尿病の発症と糖尿病による合併症を予防することが重要となっています。

（表7）糖尿病と高血圧症・高脂血症・高尿酸血症との重複状況

（単位：人）

区分	男	女	男女計
糖尿病と高血圧症	162	124	286
糖尿病と高脂血症	125	143	268
糖尿病と高尿酸血症	17	2	19
糖尿病と高血圧症・高脂血症	201	262	463
糖尿病と高血圧症・高尿酸血症	26	12	38
糖尿病と高脂血症・高尿酸血症	23	4	27
糖尿病と高血圧症・高脂血症・高尿酸血症	77	37	114

第3章 達成しようとする目標

第1節 特定健康診査等の実施に係る目標

- | | |
|---|---------|
| 1 平成24年度における特定健康診査の実施率 | 65パーセント |
| 2 平成24年度における特定保健指導の実施率 | 45パーセント |
| 3 平成24年度において、平成20年度と比較した
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 | 10パーセント |

(表8) 各年度における数値目標

(単位; パーセント)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特定健康診査実施率	30	35	45	55	65
特定保健指導実施率	20	30	35	40	45
メタボリックシンドローム 該当者・予備群の減少率	-	-	-	-	10

第2節 特定健康診査等の対象者数

1 特定健康診査等の対象者数見込(被保険者数見込)

(単位:人)

区分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
40-64歳	3,143	3,073	3,080	3,019	3,018	2,980	2,982	2,953	2,972	2,964
65-74歳	2,453	2,918	2,504	2,914	2,477	2,883	2,395	2,805	2,295	2,729

2 特定健康診査受診者数見込

「1 特定健康診査等の対象者数見込」にて積算した人数に、各年度の目標実施率を乗じて算出しています。

(単位:人)

区分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
40-64歳	943	922	1,078	1,057	1,358	1,341	1,640	1,624	1,932	1,927
65-74歳	736	875	876	1,020	1,115	1,297	1,317	1,543	1,492	1,774

3 特定保健指導対象者数見込

特定保健指導対象者数の見込みは、最新の健診結果等から推計できないため、特定健康診査の受診者数に平成16年度健康栄養調査及びメタボリックシンドローム対策総合戦略事業による下表の全国推計値を用いて算出することとします。

(全国推計値)

区分		男	女	男女合計
動機づけ支援	40 - 64歳	11.8%	10.2%	11.0%
	65 - 74歳	27.6%	15.2%	21.0%
	40 - 74歳	15.5%	11.5%	13.4%
積極的支援	40 - 64歳	24.6%	6.0%	15.2%
	65 - 74歳	-	-	-
	40 - 74歳	18.8%	4.5%	11.5%
合計	40 - 64歳	36.4%	16.2%	26.2%
	65 - 74歳	27.6%	15.2%	21.0%
	40 - 74歳	34.3%	16.0%	24.9%

(動機づけ支援)

(単位:人)

区分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
40 - 64歳	111	94	127	108	160	137	194	166	228	197
65 - 74歳	203	133	242	155	308	197	363	235	412	270

(積極的支援)

65歳から74歳までの方が積極的支援となった場合は、特定保健指導における動機づけ支援とします。

(単位:人)

区分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
40 - 64歳	232	55	265	63	334	80	403	97	475	116

4 特定保健指導実施予定者数見込

「3 特定保健指導対象者数見込」にて積算した人数に、各年度の目標実施率を乗じて算出しています。

(動機づけ支援)

(単位:人)

区分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
40 - 64歳	22	19	38	32	56	48	78	66	103	89
65 - 74歳	41	27	73	47	108	69	145	94	185	122

(積極的支援)

(単位:人)

区分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
40 - 64歳	46	11	80	19	117	28	161	39	214	52

第4章 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

第1節 特定健康診査

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行います。

1 実施時期

5月から11月までの期間において実施します。

2 実施場所

保健センター、連絡所、自治センター等における集団健診を基本として実施します。

3 特定健康診査の実施項目

特定健康診査の実施項目については、次の から にあける項目とします。

(1) 基本的特定健康診査項目

質問項目（服薬歴、喫煙歴等）

身体計測（身長・体重・BMI・腹囲）

なお、腹囲の計測については、一定の基準に基づき、医師が必要でないと認める場合は省略することができます。

理学的検査（身体診察）

血圧測定

血液化学検査（中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール）

肝機能検査（AST（GOT）・ALT（GPT）・r-GT（r-GTP））

血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c検査）

尿検査（尿糖・尿蛋白）

(2) 詳細な特定健康診査項目（一定の基準の下、医師が必要と判断したもの）

心電図検査

眼底検査

貧血検査（赤血球数・血色素量（ヘモグロビン値）・ヘマトクリット値）

4 外部委託の有無、外部委託契約の契約形態、外部委託者の選定に当たっての考え方

実施率向上が見込め、かつ効率的に実施できる集団健診を行うため、愛媛県厚生農業協同組合連合会及び財団法人愛媛県総合保健協会等へ委託します。なお、契約の形態は集合契約とします。

5 健康診査委託単価及び自己負担額

健康診査委託単価については集合契約による単価とします。又一部負担金については、この健診が国民健康保険税を主な財源として実施することから保険財政を圧迫することのないよう財政状況及び受診に伴う被保険者間の公平な負担を十分に勘案し決定します。

6 周知や案内の方法

広報大洲・保健だよりにより周知を行なうとともに、対象者には随時案内をします。

7 特定健康診査の記録の管理・保存期間

特定健康診査のデータは、原則として特定健康診査を受託する健診機関が、国の定める電子的標準様式により、愛媛県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ提出します。

特定健康診査に関するデータは、原則5年間保存とし、国保連に管理及び保管を委託します。

8 労働安全衛生法に基づく事業者健診によるデータの収集方法

被保険者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対して、健康診断に関する記録を求める場合は、やむを得ない場合を除き電磁的記録とします。

第2節 特定保健指導

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的として実施します。

1 実施時期

特定健康診査実施の翌月から最長6ヶ月間にわたって実施します。

2 実施場所

保健センター、連絡所、自治センター等において実施します。

3 特定保健指導における「動機づけ支援」の実施方法

- ・初回面接は原則1回とし、個別または8名以下の集団で実施します。
- ・初回面接の内容は、生活習慣の改善に必要な実践的なものとし、対象者の行動目標や評価時期の設定を支援します。
- ・6ヶ月後の評価の手段は、面接、あるいは通信（電話、メール、FAX等）とします。
- ・6ヶ月後の評価は、設定した個人の行動目標が達成されているか身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて行います。

4 特定保健指導における「積極的支援」の実施方法

- ・初回面接は、個別又は8名以下の集団で実施します。
- ・2回目以降の3ヶ月以上にわたる継続的な支援は、面接、あるいは通信（電話、メール、FAX等）により、積極的関与タイプと励ましタイプを組み合わせ、月1回実施します。
- ・中間評価は初回面接から12週間にあたる時期に行い、行動計画の実施状況の確認と確立された行動を維持するための賞賛や励ましを行います。
- ・最終評価は6ヶ月後に、設定した個人の行動目標が達成されているか身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて行います。
- ・支援終了後も確立された行動を継続してもらうために、地域の社会資源等を紹介します。

5 特定保健指導対象者の選出（重点化）の方法

特定保健指導は、原則として特定健康診査の結果、動機づけ支援、積極的支援と判定されたすべての者に対し実施します。

なお、対象者を設定した結果、該当する者が多数にのぼる場合は、予防効果が多く期待できる層を優先的に実施するという観点から、以下の基準に基づき対象者の選出を行います。

年齢が若い対象者

特定健康診査結果が前年度と比較して悪化し、より綿密な保健指導が必要な対象者

質問項目の回答により、生活習慣改善の必要性が高い対象者

前年度において、特定保健指導の対象者であったにもかかわらず、受けなかった対象者

6 外部委託の有無、外部委託契約の契約形態、外部委託者の選定に当たっての考え方
大洲市の保健師・管理栄養士で実施します。

7 周知や案内の方法

広報大洲・保健だよりにより周知を行なうとともに、特定健康診査受診時においても案内します。

8 特定保健指導の記録の管理・保存期間

特定保健指導のデータは、原則として特定保健指導実施機関が、国の定める電子的標準様式により、愛媛県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ提出します。

特定保健指導に関するデータは、原則5年間保存とし、国保連に管理及び保管を委託します。

第3節 年間実施スケジュール

特定健康診査・特定保健指導の実施体制の準備や、実施における事務処理、実施後の評価等の円滑な事務処理のため、次のとおり年間スケジュールを設定します。

なお、実施率の評価をもって一事業期間とします。

年間スケジュール

区分	内 容				
	周知及び案内	特定健康診査	特定保健指導	6ヶ月後の評価	実施率の評価
3月	健診日程表各戸配布				
4月	健診案内				
5月		実施			
6月			実施		
7月					
8月					
9月					
10月	健診案内				
11月		実施			
12月				評価	
1月					
2月					
3月					
4月					
5月			実施		
6月				評価	評価

第5章 個人情報の保護

特定健康診査及び特定保健指導で得られる健康情報等の取り扱いについては、個人情報保護に関する法律を踏まえた対応を行うとともに、大洲市個人情報保護条例等を遵守します。

また、特定健康診査及び特定保健指導を受託した実施機関についても、同様の取り扱いとするとともに、業務によって知りえた情報については、守秘義務を徹底し、業務終了後も同様とします。

さらに、個人情報の管理（書類の紛失・盗難等）にも十分留意します。

第6章 特定健康診査等実施計画の公表及び周知

広報大洲・保健だよりなどの広報誌と大洲市ホームページにも掲載し、内容の周知を図ります。

第7章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

実施計画（目標やその実施方法等）に沿って、毎年、計画的かつ着実に健康診査、保健指導を実施していくことが必要となりますが、実施のみでなく実施後の成果の検証が重要となります。このため、設定した目標値の達成状況及びその経年変化等について定期的に評価を行ないます。

1 特定健康診査等の実施及び成果に係る目標の達成状況

以下の指標に対する目標の達成度で評価します。

(1) 特定健康診査の実施率

$$\text{算定式} = \frac{\text{当該年度中に実施した特定健康診査の受診者数（他者実施の健診でそのデータを保管しているものも含む）}}{\text{当該年度末における、40 - 74歳の被保険者数}}$$

(2) 特定保健指導の実施率

$$\text{算定式} = \frac{\text{当該年度中の動機づけ支援利用者数 + 当該年度の積極的支援利用者数}}{\text{当該年度の特定健康診査受診者のうち、階層化により動機づけ支援の対象者とされた者の数 + 積極的支援の対象者とされた者の数}}$$

(3) メタボリックシンドロームの該当者数及び予備群の減少率

$$\text{算定式} = 1 - \frac{\text{当該年度の特定健康診査データにおける該当者及び予備群の数}}{\text{基準年度の特定健康診査データにおける該当者及び予備群の数}}$$

2 特定健康診査等実施計画の見直し

数値目標の達成状況と事業実施状況について、計画中間年（平成22年度）に検証を行ない、必要な場合は、本計画の内容についても見直しを行ないます

第8章 その他

- 1 特定健康診査や特定保健指導の記録保存期間満了後は、5年分の記録を被保険者の求めに応じて提供するなど、生涯にわたり自己の健診情報を活用し、自己の健康づくりに役立てるための支援を行うよう努めます。
- 2 保険者として、被保険者の健康の保持及び増進のため、特定健康診査の結果及び診療報酬明細書等の情報を活用し、特定保健指導の対象とはならない139歳以下に対しても必要な保健指導の実施に努めます。
- 3 市が設置している「大洲市健康増進対策総合調整委員会」等を活用し、この実施計画がより実行性の高いものとなるよう努めます。